

日 薬 業 発 第 436 号
令 和 7 年 2 月 17 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故にかかる
オンライン資格確認等システムにおける
「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化終了について

標記につきまして、厚生労働省保険局医療介護連携政策課ほかより別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故に伴う災害にかかるオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間については、令和7年2月12日付け日薬業発第427号にてお知らせしたところですが、アクティブ化については令和7年2月17日をもって終了するとのことです。

つきましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 7 年 2 月 17 日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省医薬局総務課
厚生労働省社会・援護局保護課

オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」
のアクティブ化終了について

標記につきましては、今般、別紙 1 のとおり、社会保険診療報酬支払基金・
国民健康保険中央会あてに連絡しましたので、貴団体におかれましても、関係
者に対し周知を図られますようお願いいたします。

別紙 1

事務連絡
令和 7 年 2 月 17 日

社会保険診療報酬支払基金 }
国民健康保険中央会 } 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省医薬局総務課
厚生労働省社会・援護局保護課

流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故にかかる
オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」の
アクティブ化終了について

オンライン資格確認等システム利用規約第 21 条 2 項に基づく保険資格情報・医療情報の閲覧機能のアクティブ化範囲等については、「流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故にかかるオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（令和 7 年 2 月 11 日付事務連絡）にて、対象範囲の医療機関・薬局に対してアクティブ化するようご連絡したところ、令和 7 年 2 月 17 日をもって「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化を終了していただきますようお願いいたします。

また、今般の措置について、対象地域の医療機関・薬局に周知いただきますようお願いいたします。

記

○「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化を終了する対象範囲

範囲	【埼玉県】八潮市
----	----------

以上